

## 第5章 給 与

### 職 員 旅 費 規 程

(平成4年3月27日 規程第2号)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小諸市社会福祉協議会の役員、評議員及び職員（以下「職員等」という。が会務のために旅行する場合に支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 職員等が、会務のため旅行した場合の旅費については、次に定めるとおりとする。

(1) 役員及び評議員については、小諸市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年6月1日小諸市条例第20号）の規程を準用する。

(2) 職員については、職員の旅費に関する条例（昭和29年7月23日小諸市条例第27号）の規程を準用する。

第3条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から運用する。

参考（旅費）

| 区 分 | 車 賃<br>(1kmにつき) | 日 当<br>(1日につき) | 宿 泊 料   |        |
|-----|-----------------|----------------|---------|--------|
|     |                 |                | 県 外     | 県 内    |
| 職員等 | 37円             | 2,200円         | 10,900円 | 9,800円 |

\*職員の県内の旅費については日当を支給しない。